

県税事務所窓口業務等委託（第二期）について

埼玉県では、最小・最強の県庁を実現するため、簡素で効率的な執行体制を構築するとともに、県民サービスの維持・向上を図りつつ、県税事務所の事務のうち徴税吏員としての権限を要しない事務について、次のとおり試行的に民間委託を実施しています。

目的

民間事業者の有するノウハウを活用し、県民サービスの向上と雇用の創出を図るとともに、県職員が権限をともなう賦課徴収事務に専念できる環境を整備するため、県税事務所窓口業務等の一部を民間委託する。

実施事務所

さいたま県税事務所、 川口県税事務所、 朝霞県税事務所、
春日部県税事務所 (以上4事務所)

委託業務

- 主に窓口で対応する事務を民間事業者に委託する。
- (1) 来庁者への窓口案内業務
 - (2) 代表電話受付業務
 - (3) 納税証明書等の受付・作成・引渡し業務
 - ・自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）
 - ・納税証明書（自動車税の継続検査・構造等変更検査用を除く）*1
 - ・県税に関する証明書 *1
 - (4) 還付口座の調査・電算入力等業務
 - ・エラーとなった納税者の還付口座の調査・修正等
 - (5) 窓口での収納業務
 - ・納税通知書等による県税の収納
 - ・収納指定金融機関への払込み
 - (6) 自動車税身体障害者減免申請受付業務 *2
 - (7) 法人二税申告書等受付業務
 - ・窓口、郵送、eL-Taxによる法人二税の申告所の受付
 - ・届出書等の受付、法人への申告書等用紙の送付

*1: さいたま県税事務所及び川口県税事務所のみ。

*2: 川口県税事務所を除く。

実施期間

業務期間：平成 24 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで
業務時間：8 時 30 から 17 時 15 分まで

受託業者

トランス・コスモス株式会社（東京都渋谷区）